

関係者 様

栃木県教育委員会教育長

「暫定再任用制度」に係る申込み等について（通知）

定年引上げによる定年の段階的な引上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続した勤務を可能とするため、暫定再任用制度が設けられました。

このことを踏まえ、令和 7 (2025) 年度以降の暫定再任用対象期間において、再任用の希望が生じた場合の問合せ等につきまして、下記のとおりとすることをお知らせいたします。

記

1 暫定再任用の対象者

その者の定年年齢を超え、且つ、暫定再任用を希望する当該年度末において 65 歳以下の者。ただし、退職後 5 年以内の者に限る。

2 暫定再任用の任期

65 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日までの間となります。
(したがって、暫定再任用の申込みは、64 歳までとなります。)

3 申込み方法

暫定再任用を希望する者は、5 月 31 日までに、勤務を希望する教育事務所にお問い合わせください。(なお、事情により、年度途中で任用する場合があります。)

栃木県教育委員会事務局
義務教育課 人事担当
☎ 028-623-3386